

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

②施設・事業所情報

名称：社会福祉法人新瑞福祉会とうえい保育園	種別：保育所																
代表者氏名：小西 文代	定員（利用人数）： 120 名																
所在地：愛知県名古屋市長区瑞穂区東栄町2丁目1番地の1																	
TEL：052-853-1081																	
ホームページ： http://www.aratamafukushikai.jp/																	
【施設・事業所の概要】																	
開設年月日： 平成29年4月1日																	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人新瑞福祉会																	
職員数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">常勤職員：</td> <td style="width: 33%;">24 名</td> <td style="width: 33%;">非常勤職員：</td> <td style="width: 33%;">24名</td> </tr> </table>	常勤職員：	24 名	非常勤職員：	24名												
常勤職員：	24 名	非常勤職員：	24名														
専門職員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">（専門職の名称）</td> <td style="width: 33%;">名</td> <td style="width: 33%;">看護師</td> <td style="width: 33%;">1名</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>27名</td> <td>幼稚園教諭</td> <td>24名</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士</td> <td>1名</td> <td>教員</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>2名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	（専門職の名称）	名	看護師	1名	保育士	27名	幼稚園教諭	24名	管理栄養士	1名	教員	4名	栄養士	2名		
	（専門職の名称）	名	看護師	1名													
	保育士	27名	幼稚園教諭	24名													
	管理栄養士	1名	教員	4名													
栄養士	2名																
施設・設備の概要	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">（居室数）</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;">（設備等）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室：10 ・ 多目的室：2 ・ 調乳室：1 ・ 職員室：1 ・ 休憩室、更衣室等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室 4 ・ 便所：8 ・ 保健室：1 ・ 調理室：1 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書コーナー、ホール、テラス、バルコニー、屋上園庭、園庭、プール、砂場等 </td> <td></td> </tr> </table>	（居室数）		（設備等）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室：10 ・ 多目的室：2 ・ 調乳室：1 ・ 職員室：1 ・ 休憩室、更衣室等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室 4 ・ 便所：8 ・ 保健室：1 ・ 調理室：1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書コーナー、ホール、テラス、バルコニー、屋上園庭、園庭、プール、砂場等 									
	（居室数）		（設備等）														
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室：10 ・ 多目的室：2 ・ 調乳室：1 ・ 職員室：1 ・ 休憩室、更衣室等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室 4 ・ 便所：8 ・ 保健室：1 ・ 調理室：1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書コーナー、ホール、テラス、バルコニー、屋上園庭、園庭、プール、砂場等 															

③理念・基本方針

<p>（理念） 保護者の働く権利と子どもの発達を保障し、地域に根ざした保育園をめざします。</p> <p>（基本方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立保育園の運営や保育を引き継ぎ、子どもや保護者と信頼関係をつくります。 ・ 保育内容の充実を図ります。 ・ 住民の保育要求に積極的に応える保育を作ります。 ・ 保育環境の充実・施設設備の充実を図ります。 ・ 地域に開かれた保育園を目指します。
--

④施設・事業所の特徴的な取組

(保育園の概況)

・法人には瑞穂区に5か所の保育所、2か所の学童保育所、放課後等デイサービス、児童発達支援や障がい児相談支援事業所を有し、子育て支援の拠点として地域の福祉ニーズに応えている。

・保育園は名古屋市博物館に隣接し、市バスや地下鉄など交通の利便性に富んでいる。近くには市立大学病院や高校、中学校、小学校、幼稚園や保育所などがあり文教地区の閑静な住宅地に位置している。また、商店街や公園、寺社、桜の名所でもある山崎川など恵まれた環境を活かし、散歩コースの一つとして保育に取り入れている。公立東栄保育園から受託し現所在地に移転新築し、平成29年4月開設して3年目を迎えた。全館、木をふんだんに使用した近代設備の建物で床暖が施され、階段や設備、備品などは安全に配慮し子どもの体格や用途に応じて快適に過ごせるように整えられている。それぞれ年齢ごとの保育室は部屋続きで二部屋用意され、生活の場や遊びの場、また、落ち着きや憩いの場など個別支援の場として、子どもの状況に応じて多目的に使用できるようになっている。広い玄関のエントラスホールの一部を活かした絵本コーナーは、落ち着いて本を読んだり親子で語りながらゆっくりと過ごせる場となっている。園庭には樹木や花壇があり、広いベランダやテラスにはプランターが置かれ季節の野菜や花などが植えられ、居ながらにして四季の変化を感じ取って遊べる環境にある。

(保育サービスの実施状況)

・生後2か月～5歳児の保育を実施し、開所時間は平日、土曜日7時30分から19時30分である。産休、育休明け予約入所、アレルギー対応代替食を実施している。

・地域の未就園児と保護者を対象に遊びの場の提供として、園庭やホール、プールの開放をしている。

(保育の質の向上に向けての取り組み)

・保育の質の向上に向けて法人の理念を共有し、公立の保育を引き継ぎながら、法人が大事にしている子どもの主体性を育てる保育、仲間と一緒に要求を実現していく保育を探る。

・学び合える職員集団の作りとして、会議体制や運営の主体性、研修の充実、人材育成や保有資格等の有効活用による人材の活用、子育て中の職員の負担軽減として夜間・休日の会議・研修時の職員の子どもの補完保育体制、子育て不安や悩みの対応として子どもの成長に応じて「ランドセルの会」、「制服の会」、「双子の会」で相談や話し合いの場の確保。

・保護者会の協力のもと、保育園夏まつりの共催や文化事業の実施、保育アンケート調査、OBも含む保護者会交流、保育園と保護者の懇談会実施を通して保護者との連携を図る。

・地域とのかかわりとして、地域の老人会との交流、夏まつりやお泊り保育時のチラシ配布、プールや園開放などの取り組みのPRや地域新聞発行をして地域とのかかわりを深める。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 5月 27日 (契約日) ~ 令和2年 3月 31日 (評価決定日)
受審回数 (前回の受審時期)	1回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

(マニュアルや手順書、手引きなどの策定)

・法人の下、統一された各種のマニュアルや手順書、手引書などが策定されている。必要に応じて、地域や保育所の特性を加味したマニュアルや手順書、手引書など策定し、職員に周知して保育サービスや保育園運営に活かしている。

(保育の全体的な計画)

・保育所保育指針改定時に法人や保育所の理念の見直しを図り、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、学校教育法、保育所保育指針等に示されている趣旨を踏まえ、とうえい保育園の全体的な計画が作成されている。保育の全体的な計画は、法人の研修委員会が中心となり、臨時職員も含め法人保育所全職員参画の下で作成され、入所する全ての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達の実態に即し、保育時間などを考慮したものとなっている。また作成に当たっては、大学教授の講演や指導、学習会を重ね作成されている。今後は、各項目のねらいや取り組みについて再度検討し見直しをしていく予定にしている。「保育の全体的な計画は、冊子にして全職員及び保護者にも配布し、保護者会アンケートで意見をもらっている。

・保育の全体的な計画を受けて、子どもの遊びや生活を通して、「つよく かしく ころゆたかに」を子ども像に掲げ、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。また、保育の全体的な計画は、法人それぞれの保育所ごとの期の目標やねらい・取り組みが明記されている。共育や障がい児保育の共通的な取り組みの他に、給食や保健、集団づくり、生活、遊び、さんぽ、手遊びや科学、文学、わらべうた・音楽、絵画制作、竹馬、ごっこや劇遊び・劇づくりなどの課業のねらいと年齢別の年間計画が作成され、独自の保育の全体的な計画となっている。

(子どもの主体性を育てる保育への取り組み)

・それぞれの年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。また、保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。

・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士が見守りながら子ども同士で遊びを進めて行く機会が提供されている。

・遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図として交流する機会を作り、人との関わりを大切にしている。また、保育室と保育室をつなぐ廊下や広いテラスは、フリースペースとして活用でき、保育室とは異なる空間で好きな遊びを存分に楽しめるようにしている。

・広い玄関のエントラスホールの一部を生かした絵本コーナーは、落ち着いて本を読んだり親子で語りながらゆっくりと過ごせる場となっている。

・散歩を日々の活動に位置付け、保育園周辺の散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、地域の公園や神社などに出かけたりして、身近な社会事象や自然事象に触れ、地域の人々と積極的に関わられるようにしている。また、博物館の搬入口からも催し物の作品などを垣間見たりイベントの招待があったりして文化財に触れる機会となっている。市バスや地下鉄を利用して水族館やプラネタリウム見学に出かける機会もあり、社会体験が得られるようにしている。

・学区を共にする4保育所の5歳児と小学校1年生との交流など幅広い触れ合いや交流を図っている。また、バスや地下鉄を利用してプラネタリウムやキャンプ、芋ほり遠足などへ出かけたいたりするなど公共の場での交流や地域の人々と積極的に関わられるように5歳児ならではの活動も展開している。

・戸外での遊びや地域散策を多く取り入れ、躍動的な保育展開と機能性を生かすことを目的とし、子どもの靴の2足制の導入も検討している。

◇改善を求められる点

(考課基準に基づいた人事考課の導入の検討)

- ・職員一人ひとり個性と成長過程を尊重し、職員面談で法人の理念や事業計画の確認、保育園独自の「自己評価アンケート」を用いて自己評価した結果を聞き、めざす職員像について話し合う機会はあるが、考課基準に基づいた人事考課を実施していない。
- ・人事考課は賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではなく、人材の能力開発や育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起し、組織の活性化に役立たせることを目的としている。人の評価に関わる事項だけに慎重な対応が必要であるが、本来の目的を正しく認識し、適正に運用していくことは、組織では当然のことと考えられるため、「自己評価アンケート」などの内容の工夫をし、一定の効果基準に基づいた評価を実施し結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムの実施の検討を期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審するにあたり、職員全員がグループに分かれ自己評価する中で、法人の理念や、事業計画、人材確保や育成、運営、保育内容など、改めて確認する良い機会となりました。

保育内容については、「手引きの作成」「保育計画」「子どもの主体性を育てる保育」など、この間法人職員全体で取り組んできた保育の質向上に向けた実践について高い評価をいただきました。今後も全職員で研鑽を重ねていきたいと考えています。

「人材育成」や「能力開発」については、職員の経験年数や状況に応じて、法人の研修委員会が中心となって行っている「外部研修」「法人内研修」「園内研修」などや、率直に意見を出し合える職員同士の関係づくりの取り組みを通して、学び高まりあえる職員集団を目指していきます。

最後に、今回の第三者評価に際し、ご尽力いただいた評価機関の皆様、利用者アンケートにご協力いただいた保護者の皆様に心より感謝申し上げます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のリーフレットや、法人の保育計画、事業計画などに理念や基本方針が明文化され、ホームページや重要事項説明書にも明記している。また、子どもの保育や地域社会に対する保育所の使命、保育の特色等も反映している。 ・職員には、理念や基本方針について、年度当初や会議、研修会の折に周知を図るように努めている。また、入職時に保育士の心得「まるくなれ」などを用いて説明をしている。パート職員も含め、定期的に機会を設け保育の現状と基本方針の照らし合わせを行い、周知状況を確認するようにしている。 ・保護者には、入園説明会で法人の保育計画を配布し、保育所の成り立ち、理念や基本方針などについて説明したり、「とうえいの保育年間計画号」や毎月発行する「とうえいの保育」で周知している。また、職員にも会議の折に同資料を配布し説明をしている。入園時の見学や入園決定後の説明会、入園式などで文書に基づいて説明をしている。また、保護者が参加する保育行事の折りに、実際の保育と理念や基本方針を重ね合わせながら話をし、周知を図る努力をしている。 ・園庭やホール、プール開放、園見学や産休明け途中入所事業などで保育園に訪れる保護者には、リーフレットを配布したり、保育の特色や保育サービスについて説明をするなど理解が得られるように努力をしている。また、ホームページや地域新聞を通して広報したり、保育園の紹介を「子育て応援ブック」の中に掲載し、区役所などに設置し広域的な情報提供を図っている。 ・保護者や来園者にも分かるように、理念や基本方針などを玄関に掲示し周知を図っている。 			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・行政や子育て支援センター、法人の法人経営・管理会議で情報を得て、社会福祉事業全体の動向や市の保育事業、地域の保育ニーズなどを収集し、福祉サービス全体に対するニーズや潜在的利用者に関する情報の把握に努めるようにしている。また、法人の法人経営・管理会議の中で、管理運営、組織体制、入所率や人件費、人材育成、保育内容など、法人単位保育所ごとの経営状況や課題などを把握し検討をして、法人の事業計画や事業報告書に記載している。 ・保育所においては必要な情報などを、職員には職員会議で、保護者には運営委員会を通じて周知をしている。また、事業報告会において、保育制度変化に対応した事業計画や事業報告をしている。法人の法人経営・管理会議で検討したコスト分析や組織体制など必要に応じて職員会議で報告をしている。 ・社会福祉事業全体の動向、保育所が位置する地域での福祉や保育に対する需要の動向、子どもの数や世帯構成の変化、福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は園運営を長期的視野に立って進めていくために欠かすことのできない情報であるので、把握した情報の分析やデータ化を図り、運営の将来性や継続性を見通しながら、より良質で安心・安全な保育提供に努めていくことを期待したい。 			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	①・b・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・経営上の分析等を行う担当として施設長、主任保育士が位置付けられており、公立保育所からの移管開園3年目として運営経費の安定化や人件費削減などの運営課題について原因の分析を行い、食材費の見直しや、職員配置や処遇改善、超過勤務手当の削減、保育状況など経営上の課題を解決していくために法人経営・管理会議や園会議の場で理事や職員の意見を聞くようにしたり、必要に応じて経営状況等を、書面を通して職員に周知している。また、職員参加のもとで開催される総会の中で事業報告を行い、就業時間内での会議開催や保育準備、パン代などを含む食材費の検討、チーム保育加算の取得などを課題として2020年度実現を目指している。 			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	⑥ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営上の分析等を行う担当として施設長、主任保育士が位置付けられており、公立保育所からの移管開園3年目として運営経費の安定化や人件費削減などの運営課題について原因の分析を行い、食材費の見直しや、職員配置や処遇改善、超過勤務手当の削減、保育状況など経営上の課題を解決していくために法人経営・管理会議や園会議の場で理事や職員の意見を聞くようにしたり、必要に応じて経営状況等を、書面を通して職員に周知している。また、職員参加のもとに開催される総会の中で事業報告を行い、就業時間内での会議開催や保育準備、パン代などを含む食材費の検討、チーム保育加算の取得などを課題として2020年度実現を目指している。 			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	⑥ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の質の向上、施設整備・改善、共同保育のための取り組み、保育士の質の向上に関わる単年度の事業内容と収支の裏付けを明確に示した単年度事業計画と事業報告を明記している。 ・中・長期計画と現行の事業計画との整合性を図っていくことを期待したい。 			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	①	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定においては、理事会や幹部会の具体案を職員会議で報告し、職員の意見や提案などを反映させ策定をしている。また法人内に広報委員会、保育相談部、研修委員会、安全対策会議、危機管理・防災会議などの委員会が設置され、委員会に所属する職員を中心にあらかじめ定められた手順や時期に基づいて課題の実施状況の把握や分析、評価を行い、次年度の方針に反映させるようにしている。年度末には事業計画についてアンケートによる意見も取り入れている。 			
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	保7	①	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者には年度初めに事業報告会を行い、保育方針や施設設備、園運営や行事など資料に基づいて事業計画の説明を行っている。また、年度途中に運営委員会やクラス懇談会などで事業や運営状況を説明をしている。保育計画や行事などについてはクラス懇談会や説明会を開催し詳細に説明をしている。また、全世界に資料を配布し、周知を促すようにしている。 			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	①	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の資質向上を目指し、「自己評価アンケート」を行い、それに基づいて個別面談を入職3年の職員は年2回、4年以上の職員は年1回実施している。職員全体の傾向をまとめ会議で周知し、課題の整理や改善に向けて検討する機会を設け、保育に反映させるようにしている。また、法人の施設長会議で検討したり、保育相談部を通して外部の有識者からの意見を取り入れたり、保育のビデオ検証や保育実践などをして保育の質の向上に繋げるようにしている。 ・今年度は第三者評価を受審し、結果をもとに、課題の整理や改善に向けて園全体で検討していく方向にある。 			

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 評価結果について、職員会議や法人の法人経営・管理会議、各部会で自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を文書化し園の保育に反映するように努めている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 施設長の専決事項や危機管理規定などで施設長の役割と責任について文書で明文化している。また、質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、年度当初や会議、研修などで表明をしたり、職務分担表に基づいて会議等で体系的に表明し、職員の意識を確認するようにしている。平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任については明文化し、実際の対応として主任保育士が全権委任し、状況に応じて法人本部や同法人保育所と連携を図るようにしている。		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c
<コメント> ・ 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら最新情報を入手し、その内容を職員に提供している。基本的な関連法に関する資料を必要に応じて配布し、内容の確認や検討する機会を設け理解を深めるように努力をしている。また、法人内で労働時間管理に伴う学習会や管理者会議主催の労働基準法などの勉強会の機会もある。 ・ 収集した資料は、福祉分野また、それ以外の基本的な関連法の一連化やリスト化を図り、正しい理解に向けた取り組みをしていくことを期待したい。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行うようにしている。 ・ 「ニーズに基づく保育事業、制度の活用、人的資源の活用、職員との合意作り、幹部職員の職務の明確化、人材育成、事業計画に基づく事業展開」を本年度の重点努力事項として設定し、経営や運営、継続的な保育実践を通して、施設長自ら運営管理や保育士の資質、保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。また、「一人ひとりを大切に保育と仲間づくり」を本園の研修テーマとして掲げ保育の内容を高めるようにしている。		

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	①	・	b	・	c
<コメント> ・法人経営・管理会議の方針を基に、とうえい保育園の経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。基本方針や保育の実現に向けた人員配置、業務や役割分担の見直し、緊急対応パート職員雇用、ICTの活用により就業時間内での保育事務処理や業務の効率化、時間外手当等働きやすい環境整備に施設長会議や幹部会、園内三役会議や職員の意見も取り入れながら取り組んでいる。						

II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果						
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。						
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	①	・	b	・	c
<コメント> ・法人の方針に基づき必要な人材や人員体制、働きやすい環境などを整え、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。 ・保育園が目指すために保育サービスを充実させるための具体的プランを有し、正規職員と臨時職員の比率は6：4を維持したり、複数のフリー職員の配置などにより、「ゆとりある保育」の実現に向けた人員配置をしている。また、より良質な保育を目指しての人員の確保や潜在保育士の確保のために保育園の掲示板にポスターを掲示したり、地域への広報活動なども行っている。保育士を目指している学生を対象に、あいち保育共同連合会の事業の一環として「夢をかなえる広場」を開催してPRを図ったり、保育士養成校や実習生への働きかけもしている。臨時職員は可能な限り常勤勤務希望者の雇用をしたり、臨時職員から正規職員への雇用転換をしている。 ・障がい児に対して加配保育士、乳児クラスに看護師が配置されている。また、自園給食の充実に向けて栄養士資格者を雇用している。						
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	・	②	・	c
<コメント> ・保育園独自の「自己評価アンケート」を用いて自己評価を実施しているものの、考課基準に基づいた、人事考課を実施していない。常道的に実施の方向での検討は考えていない。 ・法人本部と施設長で構成する法人経営管理会議や幹部会で職員の育成や採用計画、異動、職員配置などについて管理をしている。また、異動については経験や生活状況、希望などを考慮して総合的な人事管理をおこなっている。 ・人事考課は賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではなく、人材の能力開発や育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起し、組織の活性化に役立たせることを目的としている。人の評価に関わる事項だけに慎重な対応が必要であるが、本来の目的を正しく認識し、適正に運用していくことは、組織では当然のことと考えられるため、「自己評価アンケート」などの内容の工夫をし、結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムの実施を期待したい。						
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。						
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	①	・	b	・	c
<コメント> ・法人の管理の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、生理休暇、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇や休憩を確保している。また、海外留学、学び直し等の希望者についての休職制度、子育て世代の育休プラス休職について要求があれば検討していくようにしている。福利厚生や健康診断、人間ドック、予防接種費用の補助等の健康維持の推進事業の他に、臨時職員においても、健康診断の機会が確保されて利用している。 ・職員の就業状況や意向、意見等について、主任保育士を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。サポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルス相談を受けられる仕組みがあることを周知している。労働安全衛生委員会を定期的実施し、特殊検診ストレスチェックなどで職員の健康状態を把握している。また、職員の子どもの子育て不安や悩みに対応する、「ランドセルの会」、「制服の会」、「双子の会」の取り組みを行っている。 ・「働きやすい職場作り」については、法人経営・管理会議と幹部会の主要テーマとして取り組んでおり、定例的な会議のほか年に1回合宿会議を行い、業務の見直しや働きやすい職場環境、子育て世代が働き続けられる環境などについて検討を重ね、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りに心がけている。						

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりに、「期待する職員像」や「自己の課題」について話し合う機会を持ち各自の目標を設定し、面接を通して進捗状況を確認するような取り組みはしていないが、自己の目標設定は、職員自らが自覚し考え、法人や園は援助するものとしている。その一環として研修計画に基づく様々な研修を受け、目標達成に繋げていくようにしている。年度末には個別面談で1年間を振り返り、成果や課題を確認している。 ・職員一人ひとりの育成に向け、保育所の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標設定を適正に行うことにより、意識やモチベーションを高めていくことを期待したい。 		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。また、保育士の資質や保育力を高めるために、子どもの理解を深める園内研究や公開保育、実践研修、他園視察交流などを取り入れた保育園の研修計画を策定し実行している。音楽遊びや巡回指導など講師を招いての研修や法人研修への参加の機会もある。 		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内においては、保育の目的に応じた公開保育や実践研修、課題研究等の研修を実施している。また、職員会議の中で、保育や給食、安全、保健などの学習も計画的に実施している。 ・保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や栄養士や看護師等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修や個別指導も実施している。 ・研修報告書を作成し職員会議等で報告をしている。当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容に反映させている。 ・研修達成や研修成果を明確に把握できるように、施設長によるコメントの記載や達成度、習熟度等を明示した報告書の作成を期待したい。 		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取交わし、実習における責任体制を明確にした上で、実習マニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをしている。また、保育所として独自の実習計画も作成し、職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行われている。 ・実習生の意向を聞き、受入担当を決め実習生の育成を行っている。施設長や主任保育士、実習指導担当者も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行っている。実習希望者は、実習体制が整えば全て受け入れている。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a	⑥	c
<コメント> ・ ホームページで、法人の理念や定款、事業計画や決算報告、事業内容などを公表している。また、リーフレットやとうえいの保育、重要事項説明書、園だより、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容や事業計画などが公開されている。職員や保護者には、全体会議で資料に基づき事業報告や事業計画、決算報告や予算報告をしている。また、保育所で行っている活動状況を印刷物等で配布をしたり、未就園児向けの園庭やプール開放事業についても印刷物や掲示板などで情報の提供を行っている。 ・ 苦情・相談の体制については、重要事項説明書や園内や掲示板に掲示し保護者や地域に公表している。 ・ 第三者評価受審について保護者に公表をし、受審結果についての公表を予定している。 ・ 保育所の基本方針、保育内容や事業計画等について、区役所や保健センターで開催される子育て支援事業の折に説明をしたりして、保育所の存在意義や役割を明確にしている。				
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a	⑥	c
<コメント> ・ 事務、経理、取引等のルールや職務分掌と権限・責任を明確化し、職員へ周知をし公正かつ透明性の高い適正な経営や運営が行われている。 ・ 法人や行政の監査委員による監査を定期的を受けており改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の運営機構や事業内容等についての監査も実施されている。				

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	①	b	c
<コメント> ・ 子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えを保育の全体的計画に文書化しており、実践活動を通して地域の理解や協力を得るために積極的な働きかけをしている。また、民間委託の経緯を法人のリーフレットやとうえいの保育、事業計画等に掲載し、地域との関係性を確保する努力をしている。幼・保・小連絡会議や地区で開催される様々な会合に参加し、社会資源や地域情報を収集している。 ・ 散歩の年間計画を基に、保育園周辺の散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、公園巡りや神社などに出かけたりしている。隣接する名古屋博物館の庭で遊んだり搬入口からイベントの恐竜などを眺めたり、催し物の招待を受けたりして社会体験の場を広めている。また、保育園の夏祭りには地域の未就園児の親子への誘いかけをしたり、世代間交流として地域の高齢者との交流をし、地域との交流を広げる取り組みをしている。 ・ 地域活動の一環として、保育園の行事などのチラシを新聞の折り込みに入れて、子どもと地域の交流を広げる取り組みを積極的に行っている。また、遊びの場の提供として、未就園児親子対象に園庭やホール、プールの開放をしている。 ・ 学区を共にする4保育所の5歳児と小学校1年生との交流など幅広い触れ合いや交流を図っている。また、芋ほり遠足、バスを利用してプラネタリウムやキャンプなどへ出かけたりするなど公共の場での交流や地域の人々と積極的に関われるように5歳児ならではの活動も展開している。				
II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	①	b	c
<コメント> ・ ボランティアの受け入れ規定を整備し、事前のオリエンテーションで誓約書の取り交わしをし、子どもとの関わり方や安全配慮などについて説明をして受入体制を整えている。また、ボランティア活動確認書で活動状況を把握している。 ・ 高校生保育体験ボランティアや中学生の職場体験、大正琴の演奏などのボランティア受け入れを行っている。				

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・ 保育園を中心とした医療機関、児童相談所、保健所や発達支援施設、主任児童委員、小学校、保育園や幼稚園等のネットワーク体制ができており、必要に応じて相談や報告、情報交換などをして連携を図っている。また、職員との情報共有も必要に応じて行っている。 ・ 保護者にはファミリーサポートや療育センター等必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供している。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	保26	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・ 園庭やホール、プールを開放して、未就園児の親子を対象とした園開放や保育園見学など地域の保護者や子どもが自由に参加できる支援活動を実施する中で、地域ニーズや子育て情報を把握するようにしている。また、保育所の専門性や特性を活かした相談事業を通して、地域の子育ての支援を行っている。 ・ 園庭やホール、プールを地域に開放する中で、アンケート調査を実施しニーズの把握に努めるとともに、取り組みに活かすようにしている。		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・ 未就園児の親子を対象とした園開放や保育園見学、電話や来所での相談事業を通して子育てや入所、保育園生活などについて専門的な知識やノウハウなどを積極的に還元している。 ・ 区の子育て支援ネットワーク「さくらっこ」の一員として子育て支援に取り組んだり、区の支援連絡会で開催されている講習会や交流会、区の保育協会が開催している「赤ちゃん広場」などの事業に参加し、子育て支援のコンシェルジュや講師を務めたり、手遊びや手作りおもちゃなどの紹介をして子育て支援事業に積極的に取り組んでいる。また、区の保育団体が集結して開催される「瑞穂親子なつまつり」の実行委員として一役を担っている。 ・ 災害時における帰宅困難時の飲料水や食料、アレルギー対応粉ミルク、毛布などの備蓄品も備えている。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの子どもを尊重した保育の方針が、保育士の必須携帯冊子である「まるくなれあれ」や保育の全体的な計画、とうえいの保育に明示され、職員に配布し、口頭での説明等によって共通理解を図っている。また、「育てたいこどもの姿」や「大切にしたいこと」を基に各指導計画にも基本的姿勢が反映され、定期的な評価や見直しを行っている。保護者には、運営委員会やクラス懇談会、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をするようにしている。 子どものみならず保護者の人権や国籍、文化、生活習慣、考え方の違い、相互に尊重する心などを職員間で共通理解しそれぞれの人格を尊重した保育に取り組んでいる。 			
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	保29	a	・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、明確なマニュアルは策定していないが、会議等で共通理解を図り、排泄や着替えなど保育場面で個々のプライバシーや宗教、食事などに配慮した保育に心がけている。 子どもや保護者のプライバシー保護や権利擁護については利用者尊重の基本であり、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければならない。個人情報保護とは区別をし、家庭状況や保育の場面に応じた留意事項に関するマニュアルや規定を作成し、職員間で周知徹底し運用していくことを期待したい。 			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページやリーフレット、重要事項説明書等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、地域向けの園だよりを年3回発行し新聞折り込みで地域に配布したり、区役所や病院などに設置している。保育園の紹介を「子育て応援ブック」の中に登載し、区役所などに設置し情報を広域に提供している。 園庭やホール、プール開放などの地域開放は年間15回程度実施したり、保育園の見学希望者は随時受け入れ、電話等の対応もして情報の提供をしている。また、ホームページが作成され、保育園の特性や特徴、保育内容などを明確に示し、定期的に情報が更新されている。 			
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a	・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政により、入園決定に関する書面や保育サービス等を明示した資料を保護者に配布している。 入園説明会において、運営規定や重要事項説明書、入園のしおりや保育計画を配布して保育園の状況を丁寧に説明をしている。また、内容の変更時や進級時には、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をしたうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報等について説明し、同意書を得ている。 			
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。 卒園時に、保育終了後も相談等に応じることを保護者に口頭で説明をしたり、文書やアルバムに記載している。 			

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	①	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の連絡ノートや登降園時を利用して保護者とのコミュニケーションを積極的に図り、意向を把握するようにしている。また、夏まつりや運動会などの行事の折に保護者から直接意向や要望を聞くようにしたり、個人懇談会やクラス懇談会を開催し、意見や要望など聞くようにしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じている。 ・ 保護者会では、保育環境委員会がアンケートを取り、保育園に対しての意見や要望は職員会で検討し、改善策などを施設長が文書で回答している。 ・ 得られた意向や要望等は、定期的な会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。 ・ 子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。 			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決の体制が確立され苦情解決制度についてリーフレットや重要事項説明書に明記されている。また、掲示板にも掲示して周知を図っている。仕組みについて入園説明会時に保護者に書面で説明をしている。匿名や無記名などのアンケートも実施し、保護者が苦情を申し出やすいように工夫をしている。 ・ 苦情や相談が生じたときは記録をし、苦情意見対応マニュアルに基づき対応策等を保護者等にフィードバックするようにしている。 ・ 毎年愛知福祉ネットワークヒューマンライトの学習に参加して、苦情解決や苦情内容への対応を通じて知識を深め、保育の質の上向上に繋げるようにしている。 			
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	保35	①	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、施設長や主任保育士、栄養士や看護師など専門性の高い複数の相談相手や相談方法があり、自由に選んで相談や意見を述べることができることを口頭で保護者に周知している。登降園時には挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、相談者のプライバシーを配慮した相談室などで相談を受けている。相談に対する記録は、個別面談記録に明記し、内容によっては職員間で共通理解をしている。 			
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルは整備していないが、日常的なコミュニケーションによる平易な意見や相談などはノートに記録し速やかに対応をしている。また、意見箱を常設したり、保護者会によるアンケートを実施したりして意見を積極的に把握する取組をしている。 ・ 寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。 			

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人内に安全対策会議を設置し、各保育所の施設長、主任保育士、保育士、看護師、栄養士が参画して、各保育所のヒヤリハットや事故報告の要因等を分析し、安全規定の見直しなどを行っている。 ・ 事故発生時の対応や感染症、不審者の対応等についてのマニュアルを作成し、会議等で職員に周知徹底を図っている。また、重要事項説明書に記載し、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。 ・ 子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、週1回会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。 ・ 不審者対応については会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い園児の安全確保を心がけている。 ・ 子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。また、ヒヤリハットや安全チェックを基に安全に配慮し事故防止に努めている。 ・ 施設や保育環境等の安全に関するチェックリストがあり、子どもを取り巻く環境の事故防止について会議で共通理解をし、実施している。安全チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。園児には、視聴覚教材や散歩を通して安全教育を定期的に行っている。また、職員間で散歩の在り方やルートなどを再検討し、散歩における注意事項を再確認している。 ・ 遊具や備品等の安全性の確保に向け、定期的に点検をし、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。 		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症に関してのマニュアルを整備し、マニュアルに必要な基づいて職員会議で予めテーマを決め、看護師が講師となり学習会を実施し、予防と対策について周知を図っている。また、保健部会が作成した冊子は、職員の教本ともなっている。 ・ 保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時の折、口頭で保護者に周知している。 		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人内に災害対策会議を設置し、各保育所の施設長、主任保育士、主任補佐が参画して、災害時の安全対策や問題点などを協議している。 ・ 災害時に対応できるマニュアルを整備し、災害発生時の対応体制が明確に示されている。それに基づいた訓練も実施され見直しも行われている。 ・ 保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っている。また、保護者の協力を得て引き渡しの避難訓練を実施している。 ・ 災害発生時における保護者の帰宅困難時の対応として、食料や水、アレルギー対応ミルク、毛布などの備蓄品3日分を園内3か所に分散して整備している。また、防災訓練の日に備蓄品を食べる訓練をしている。事務室と保育室には、応急手当て用の医療セットやおんぶ紐を入れた避難用のリュックを設置している。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。				
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a	Ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の保育の全体的計画の中に、個々の保育場面についての大切にしたいことや実施方法、配慮事項などの、「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた計画に沿って個々のサービスが実施されている。子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践するようにしている。 ・職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に行われる保育等の検討会で行われている。 				
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a	Ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育計画や各指導計画、標準的実施方法は定期的にもた、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。 ・保護者の意向を把握し、意見や提案を反映していくように努めている。 ・計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。 				
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。				
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保42	a	Ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や障がいのある子どもについては、個別の指導計画を策定している。 				
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保43	a	Ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。 ・各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日また、クラスごと或は、年齢別に評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。 				

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	①	・ b ・ c
<コメント> ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。 ・ 記録内容や書き方に差異が生じないように、施設長や主任保育士が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。 ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。また、年3回実施している保育のまとめについては、施設長、主任保育士、主任補佐、看護師、栄養士代表、乳児クラス代表で構成する保育園の代表者会議でまとめの重点項目テーマを取り決め、各クラスに提案している。			
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保45	①	・ b ・ c
<コメント> ・ 子どもに関する記録の管理について、法人の個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し文書の取り扱いや個人情報保護の研修をし、周知をしている。また、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。			

A-1 保育内容

			第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的計画の作成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にも基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的計画の作成をしている。	保46	①	・ b ・ c
<コメント> ・ 保育所保育指針改定時に法人や保育所の理念の見直しを図り、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、学校教育法、保育所保育指針等に示されている趣旨を踏まえ、とうえい保育園の全体的な計画が作成されている。保育の全体的な計画は、法人の研修委員会が中心となり、臨時職員も含め法人保育所全職員参画の下で作成され、入所する全ての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達の実態に即し、保育時間などを考慮したものとなっている。また作成に当たっては、大学教授の講演や指導、学習会を重ね作成されている。今後は、各項目のねらいや取り組みについて再度検討し見直しをしていく予定にしている。「保育の全体的な計画は、冊子にして全職員及び保護者にも配布し、保護者会アンケートで意見をもらっている。 ・ 保育の全体的な計画を受けて、子どもの遊びや生活を通して、「つよく かしく ころゆたかに」を子ども像に掲げ、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。また、保育の全体的な計画は、法人それぞれの保育所ごとの期の目標やねらい・取り組みが明記され、子育てや障がい児保育の共通的な取り組みの他に、給食や保健、集団づくり、生活、遊び、さんぽ、手遊びや科学、文学、わらべうた・音楽、絵画制作、竹馬、ごっこや劇遊び・劇づくりなどの課業のねらいと年齢別の年間計画が作成され、法人独自の保育の全体的な計画となっている。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①	・ b ・ c
<コメント> ・ 全館木をふんだんに使用した近代設備の建物で床暖が施されている。室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように心がけている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるように設備を整え、安全への工夫がされている。それぞれ年齢ごとの保育室は部屋続きで二部屋用意され、生活の場や遊びの場、また、落ち着きや憩いの場など個別支援の場など、子どもの状況に応じて多目的に使用できるようになっている。 ・ 保育室環境はコーナーが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。 ・ 生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。また、食事時には整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。 ・ 園庭の遊具や砂場、屋上プールなどは、安全や清潔を確保し、安全に遊べるような環境を整えている。 ・ 子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。			

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけにも子どもをよく受容するように努めている。 		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるようにしている。 		
A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士が見守りながら子ども同士で遊びを進めて行く機会が提供されている。 ・ 遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図として交流する機会を作り、人との関わりを大切にする取り組みをしている。また、保育室と保育室をつなぐ廊下や広いテラスは、フリースペースとして活用でき、保育室とは異なる空間で好きな遊びを存分に楽しめるようにしている。 ・ 広い玄関のエントラスホールの一隅を生かした絵本コーナーは、落ち着いて本を読んだり親子で語りながらゆっくりと過ごせる場となっている。 ・ 園庭には樹木や花壇があり、広いベランダにはプランターが置かれ夏野菜など季節の野菜が植えられ、居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。また、昆虫や魚などの飼育や野菜の栽培や収穫などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。 ・ 散歩を日々の活動に位置付け、保育園周辺の散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、地域の公園や神社などに出かけたりして、身近な社会事象や自然事象に触れ、地域の人々と積極的に関わられるようにしている。また、博物館の搬入口からも催し物の作品などを垣間見たりイベントの招待があったりして文化財に触れる機会や、市バスや地下鉄を利用して水族館やプラネタリウム見学に出かける機会もあり、社会体験が得られるようにしている。 ・ 戸外での遊びや地域散策を多く取り入れ、躍動的な保育展開と機能性を生かすことを目的とし、子どもの靴の2足制の導入も検討している。 		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びも積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、事故防止やの乳幼児突然死症候群チェックを実施している。床暖は設置され、快適に過ごせるように工夫している。子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをしたりして、語りかけやスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。 ・ 生活空間を子どもの生活に応じて、遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。 		

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。 ・1・2歳児の子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。 ・子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。 ・人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。 ・子どもの作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、ペン、粘土など安全に配慮した素材が用意されている。日々の保育の中に絵本の読み聞かせや素話、紙芝居などを積極的に取り入れたり、手作りの玩具で積んだり並べたりして文字や数字の概念の芽生えを育むようにしている。また、歌ったり表現遊びなど自由に表現する遊びを楽しめるようにしている。 		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保育室は安全で清潔な環境を整え、自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。 ・年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。 ・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。 ・5歳児ならではの活動として、異年齢とのかかわりを散歩や行事の中に取り入れ、年長児の意識をもって年下の子どもへのモデリングを示したり愛しみの気持ちで遊ぶ姿をみせている。市バスや地下鉄などの公共交通機関などで水族館やプラネタリウムなどへ出かけたり、市や区で開催される市内5歳児交流集会で歌などを披露したりイベントを見たりする機会もあり、年下の子どもたちの憧れと期待の活動ともなっている。また、5歳児のキャンプや芋ほり遠足、4歳児のお泊り保育は、自然を満喫し子どもたちの仲間づくりを深め、冒険心をくすぐる体験活動ともなっている。 		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、子どもの状況に応じた保育をしている。また、保育カウンセラーの訪問や指導、助言も受けている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、保育所訪問指導などの紹介をしたり、保護者に同意を得て専門機関への同行もしている。生活場面では、表示を分かりやすくしたり生活や活動への見通しが持てるような配慮に努めている。 ・気になる子や特別支援を要する子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びが指導計画の中で位置づけ、指導計画と個別記録との記録内容がより明確で、整合性のある内容になるような工夫をしている。 		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間にわたる保育を利用している子どもの発達や年齢、平日や土曜日などに応じた保育計画を作成し、それに基づいた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継を文書で明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。また、急な申し込みなど緊急時の対応もしている。 ・子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。保護者への連絡は、口頭や文書、または、状況に応じて直接担任が伝えるようにしている。保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。 		

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養う、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを遊びや異年齢保育を通して行っている。また、生活や遊びを通して文字や数の認識を促す活動をしている。 ・ 幼稚園・保育園・小学校との合同会議に出席をしたり、学区内の小学校教務主任、1年生担任、養護教諭、幼・保の園長、5歳児担当保育士が集まり、1年生の状況や就学予定の年長児の状況についての情報や意見交換を行っている。入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に送付し、必要に応じて子どもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。 ・ 同学区にある4保育園の5歳児と、小学1年生との交流会が実施され、学校が楽しく身近に感じられる機会となっている。 ・ 保護者には保育参観などで子どもの様子を観る機会や懇談会などの中で、施設長は小学校以降の生活を見通せるような話もしている。 		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 怪我や体調不良、感染症、視診等についての健康管理に関するマニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて、適切に対処している。子どもの健康管理は、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。日々の怪我や体調不良、感染症等については記録をし、状況について職員間で共有している。また、看護師を中心に健康管理を行い、職員会で健康管理マニュアルに基づいて学習をしている。 ・ 乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に年齢に応じて適切にチェックをし、対応をしている。また、保護者には、入園説明会で看護師が説明をしている。 ・ 保育時間内での体調の変化については施設長、主任保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。子どもの健康管理は健康カルテで管理し、日々の状況は連絡ノートやクラス日誌で管理している。また、健康アンケートの実施や保健だよりを毎月発行しているとうえいの保育の中に記載して情報の提供をしている。 		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断、歯科検診を定期的に受診し、その結果を健康カルテに記載し、保護者にも伝えている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。 ・ 健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の歯磨きや手洗い、うがいなど保育の場面に反映させている。また、デンタルケアや染め出しなども実施している。 		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アレルギー疾患を持つ子については、アレルギー調査をし、入園時の面接や健康記録、生活記録等を基に医師の診断書や指示書を得て、保護者や施設長、主任保育士、栄養士を交え綿密な打ち合わせを行ない、ガイドラインや献立表を基に保護者の意向を聞きながら除去食及び代替食で対応するようにしている。除去食及び代替食は、栄養士を2名配置し独自献立を作成し、自園で調理をしている。また、慢性疾患や病後児の食事にも個別に配慮している。日々の保育では、栄養士と担当保育士が綿密な連携を図り対応をしている。 ・ 会議等で全職員にアレルギー疾患についての学習会を行い、必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。 		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「たのしく おいしく食べられる子ども」を目指して年間計画や「みんなでつくって楽しく食べよう」のクッキング計画など、健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを目標に、保育内容の一環として食育指導計画を作成し、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。また、離乳食や給食、アレルギー食、病後児対応のお粥や軟飯などは全て保育所で手作りの食事を用意している。 ・ミニトマト、キュウリ、ピーマンなどの夏野菜やトウモロコシや大根、ブロッコリーなどの野菜を子どもと一緒に栽培し収穫をしたり、食材に触れたり皮むきなどのクッキング体験をしたり、3歳児や未満児でもできる食育推進活動を積極的に取り組んでいる。 ・ガラス面を多く取り入れた給食室は玄関エントランスホールを中心にあり、子どもの目線で調理の様子を見たり匂いや刻む音などが分かり、食事を楽しんで待つ環境が整えられている。また、その日の食材や食に関する絵本などを展示し、触れたり匂いを感じ取ったりして食材を楽しむような環境を整えている。 ・食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。お代わりする楽しみやバイキングなどを取り入れたり、体調や個人差、食欲、年齢などに応じて食事量も配慮している。 		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを記載した献立を栄養士が作成し、献立表やレシピを配布したり、サンプルを掲示したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。また、年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。魚や旬の食材を多く取り入れたり、あえて、金属のボールやバットを使用せず、陶器の大皿や丼に盛り付け個々の器に取り分けるようにしたり、子どもの食器は全て陶器にするなど家庭の雰囲気や醸し出すようにしている。 ・保護者には、試食会を行い、食事で大切にしていることや発育期における子どもの食事の大切さを知ってもらう機会としている。 ・職員も子どもと一緒に試食をしながら、嗜好や食べる量、残食などを把握し、栄養士と連携を図り食事内容や調理の工夫に反映させている。 ・衛生管理体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園式や保護者会総会、保護者交流会、行事、懇談会や公開保育個人懇談会、試食会などの機会に保育の全体的計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、年度初めの年間保育計画や年度末の保育のまとめを配布し、保育園の状況や情報を提供している。 ・登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板などを通して意向を把握したり、毎月発行している園だより「とうえいの保育」や個々のたよりなどで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。 ・家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。 		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会や個人懇談会、保育参観、公開保育、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。 ・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて保育カウンセラーと連携を取るようにしている。また、健康に関しては看護師、食事に関しては栄養士など専門的な支援ができるような環境を整えている。 ・意見箱も常設や保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。 		

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についての市のマニュアルが整備され、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。 ・マニュアルに基づく研修を行い、虐待の疑いが生じた場合は、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や保健センター、児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会や通告をする体制を整えている。 		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価や保育のまとめを行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。 ・自己評価や保育のまとめの内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。 		